

# 山江村学校教育情報化推進計画



令和5年4月～令和10年3月  
山江村教育委員会

## はじめに

少子高齢化及び人口減少の進行や、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく Society5.0 の到来が予想される等、社会が急速に変化し、複雑で予測困難となってきた中、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育の推進も求められている。

このような時代の中、ICTはこれからの学校教育に必要不可欠なものであることを前提とし、学校教育の在り方を検討していく必要がある。

児童生徒が学ぶことの意義を実感でき、一人一人が資質・能力を最大限に伸ばすことにより、これからの社会を生き抜く力を身に付けることができるよう、学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的として本計画を策定した。

本計画は、「山江村総合振興計画」、「夢を叶える山江村教育プラン」との整合を図りながら、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく、国の「学校教育情報化推進計画」や「熊本県教育情報化推進基本方針」を踏まえ、本村における教育の情報化の推進に関する施策についての計画を示すものである。

本村各種計画等において、教育情報化に関連する事柄は以下のとおりである。

本村計画等	章等
第6次山江村総合振興計画	第2章 生活基盤 2-6 ICT環境の充実 ・ICTを活用した全世代に対する情報教育の推進 第5章 教育・府専科 5-1 学校教育の推進 ・Society5.0の時代に対応できる児童・生徒の育成
夢を叶える山江村教育プラン	第2章 (1) 確かな学力 ・ICTを活用した授業改善 ・プログラミング教育の推進 第3章 地域とともにある学校づくり ・郷土教材「わたしたちの山江村」デジタル版の積極的活用 第4章 郷土を愛し、国際的視野を持った人づくり ・Web会議システムを活用した村内外学校及び外国との交流の推進

～目次～

1	学校教育情報化推進における国・熊本県の動向	1
(1)	平成29・30・31年改訂学習指導要領	1
(2)	GIGAスクール構想の実現	1
(3)	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して	1
(4)	「熊本県教育情報化推進基本方針	2
(5)	「学校教育情報化推進計画」	2
2	学校教育の情報化推進における基本的な考え方	3
(1)	本村のこれまでの取組	3
(2)	基本的な考え方	3
3	学校教育の情報化に関する基本方針	6
(1)	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	6
(2)	教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	6
(3)	ICTを活用するための環境の整備	6
(4)	ICT推進体制の整備と校務の改善	6
4	計画期間	7
5	学校教育の情報化に関する目標	7
(1)	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	7
(2)	教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	7
(3)	ICTを活用するための環境の整備	8
(4)	ICT推進体制の整備と校務の改善	8
6	基本的な方針を実現するための施策	9
(1)	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	9
(2)	教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	10
(3)	ICTを活用するための環境の整備	11
(4)	ICT推進体制の整備と校務の改善	12

## 1 学校教育情報化推進における国・熊本県の動向

### (1) 平成29・30・31年改訂学習指導要領

「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意する旨記載されている。また、「情報活用能力」が「言語能力」等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられ、情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考の育成、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含まれるものとされた。

さらに、「各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」こと、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すること、「カリキュラム・マネジメントを充実させ、組織的・計画的な教育の質的向上を図る」こと、また、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」こととされた。

### (2) G I G A (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想の実現

令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務であることを踏まえ、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるG I G Aスクール構想が打ち出された。

### (3) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現（令和3年1月26日中央教育審議会答申）

2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」とされた。各学校においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要であると示されている。その実現に向けた具体的な方策等を示す中で、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものであり、1人1台端末等の環境を生かし、端末を日常的に活用していく必要があるという考え方が基本とされている。「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながらさらに発展させ、学校における働き方改革とG I G Aスクール構想を強力に推進しながら、新学習指

導要領を着実に実施することも求められている。また、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方として、学校教育の質の向上に向けたICTの活用や、ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上、ICT環境整備の在り方について詳しく示されている。さらに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても不安なく学習が継続できることを目指すとともに、不登校や病気療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援の機会の提供等に、ICTの持つ特性を最大限活用していくことが重要であると記されている。加えて、学校は地域社会と連携・協働し、一体となって児童生徒の成長を支えていくことも今後の方向性として示されている。

#### (4) 「熊本県教育情報化推進基本方針」(令和3年3月、熊本県教育委員会)

本県においては、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」の中で「ICT教育の推進」を明記し、第3期熊本県教育振興基本計画では「ICT教育日本一」を目指すこととしている。この「ICT教育日本一」の達成に向けて、各学校における教育情報化を進める取組方針として、以下の4つが示されている。

- ①情報活用能力の育成
- ②教科等の指導におけるICT活用
- ③校務の情報化
- ④教育情報化の推進体制等の整備

#### (5) 「学校教育情報化推進計画」(令和4年12月、文部科学省)

我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たって参考となるものとして、以下の4つの観点で基本方針を整理している。

- ①ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ②教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ICTを活用するための環境の整備
- ④ICT推進体制の整備と校務の改善

## 2 学校教育の情報化推進における基本的な考え方

### (1) 本村のこれまでの取組

本村では、社会の急速な情報化に対応し、知的好奇心や学習意欲の向上につなげようと、平成23年度から文部科学省や熊本県教育委員会などの研究指定や事業委託を活用しながら、電子黒板や無線LAN、タブレット端末、デジタル教科書などを導入・拡充してきた。また、教員を対象とした研修会を定期的を開催し、ICT支援員を配置するなど、指導体制も整えてきた。

児童生徒の学力向上とともに、情報活用能力の育成を目指して教師の授業改善を中心に研究を進めてきたことは、大きな成果を得た。

### (2) 基本的な考え方

本村では、社会環境の変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、一人一人が、「持続可能な未来社会を切り拓いていくための力を備えること」、「多様な主体と協働しながらともに支え合い社会の担い手となるよう支援すること」を本村教育の使命と捉え、困難に向き合ったときにも、強い意志や知恵で乗り越える「たくましさ」を持ち、山江村に誇りを持ち、夢ある教育の実現を目指すことを基本理念としている。

これからの社会をたくましくし生き抜く力を育むには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成していく必要がある。そのような力を身に付けていくためには、社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり前となる中であって、学校での学びにとどまらず、児童生徒が主体的に学び取るための道具としてICTを適切に使いこなすことが必要であり、そのための資質・能力としての情報活用能力の育成が求められる。

また、児童生徒が、情報活用能力を発揮し、自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成し、多様な学びで豊かな創造性を育んでいく必要がある。

さらに、学校に求められる役割は年々増加し、教員の時間外在校等時間は高い水準が続いている中で、教員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくることは、本村が求める人材の確保や、児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながるものとする。

#### ①情報活用能力の育成

学習指導要領では、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課

程の編成を図るものとされている。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出だした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要である。

## ②表現力の育成

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、受けた情報を既存の情報と比べながら、比較・選択し様々な根拠を踏まえ、言語を通して論理的に思考した結果としての意見をもち、表現することができる児童・生徒を育成する。

GIGAスクール構想により整備したICT環境などを最大限生かし、児童生徒がICTも活用し、自ら学習を調整しながら学ぶことができる「学び方の育成」を図り、「個別最適な学び」を充実しながら、個別最適な学びが孤立した学びに陥らないよう、「探究的な学び」や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、ともに支え合い社会の担い手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することが重要である。さらに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない教育環境の実現を目指す「学びの保障」も含め、教育の質の向上を図っていく必要がある。

### 学び方の育成

自ら学習を調整するなど、自分で見つけた課題に対してよりよい選択肢を自分で選び、自分の学びを自己調整しながら学習すること

### 個別最適な学び

- ・児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」
- ・一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで児童生徒自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」

### 協働的な学び

「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないように、これまでも本村が大事にしてきた探求的な学習や体験活動を通して、児童生徒が他者と協働しながら、自らの考えを広げ深める学び

### 探究的な学び

持続可能な社会の創り手として、地域・専門家等の多様な他者と協働し、実社会の問題や課題に対し、教科等横断的な視点で発見・解決に取り組み、情報活用能力を発揮しながら豊かな創造性を育む探究的な学び

### 学びの保障

さまざまな状況にある児童生徒の学びを保障するため、積極的に ICT を活用し、時間や場所に制約されることなく、学びを継続する環境を整え、公教育を受けられる機会を確保する責務を果たす



### ③学校における働き方改革の推進

ICTを活用し、教材研究や教材作成等の授業準備にかかる時間・労力を削減すること、遠隔会議システムによる教員研修を実施することなど、働き方改革に資する取組を強化し、校務を効率化していく必要がある。



### 3 学校教育の情報化に関する基本方針

「基本的な考え方」を基に、以下の4つの基本方針を定める。

#### (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

ICTを積極的に活用し、情報活用能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善など、学習活動の充実を図り、生涯学び続けるための資質・能力を育成する取組を進める。

#### (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

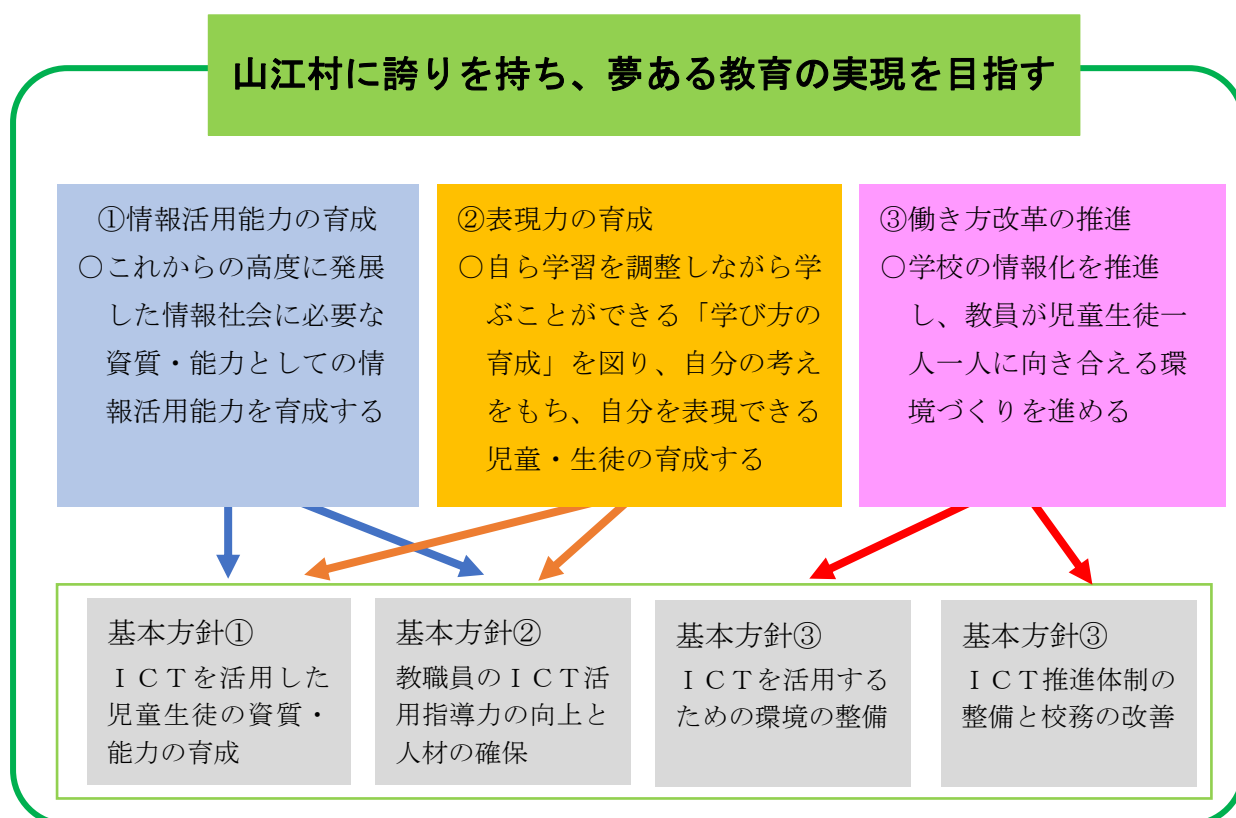
全ての教職員がICTを活用して指導する力を身に付けられるよう、研修の充実や支援体制の強化等を進める。

#### (3) ICTを活用するための環境の整備

安全・安心なICT環境を継続するとともに、ICTを活用した学習活動の充実を支える環境整備を進める。

#### (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

校務のデジタル化など、学校における働き方改革の実現に向けた取組を進めるとともに、ICTを活用した教育の推進のために必要な体制を整備する。



#### 4 計画期間

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとともに、策定から3年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定するものとする。

#### 5 学校教育の情報化に関する目標

「3 学校教育の情報化に関する基本方針」に掲げた4つの基本方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための目標を設定する。あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標を示す。

##### (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。

###### 【指標】

○ICTを使った勉強は役に立つと思うか [全国学力・学習状況調査]

(現状値)	小学校	中学校	⇒	(目標値)	小学校	中学校
	94.8%	97.7%			100%	100%

○児童生徒の情報活用能力 [情報活用能力調査]

(現状値)	小学校	中学校	⇒	(目標値)	小学校	中学校
	48.6%	68.0%			70.0%	90.0%

##### (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

教師のICT活用指導力やICT支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT活用に関する学校間の差を縮小させる。

###### 【指標】

○授業においてICTを活用して指導する能力

[学校における教育の情報化実態調査 「できる」のみの平均値]

(現状値)	47.3%	⇒	(目標値)	80.0%
-------	-------	---	-------	-------

○1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合

[全国学力・学習状況調査]

(現状値)	小学校	中学校	⇒	(目標値)	小学校	中学校
	89.5%	74.4%			100%	100%

### (3) ICTを活用するための環境の整備

GIGAスクール構想により1人1台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校ICT環境の整備を一層推進する。特に児童生徒用端末の令和8年度更新を検討する。

### (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進し、山江村学校ICT教育推進協議会を設置して、学校教育の情報化推進体制を構築する。

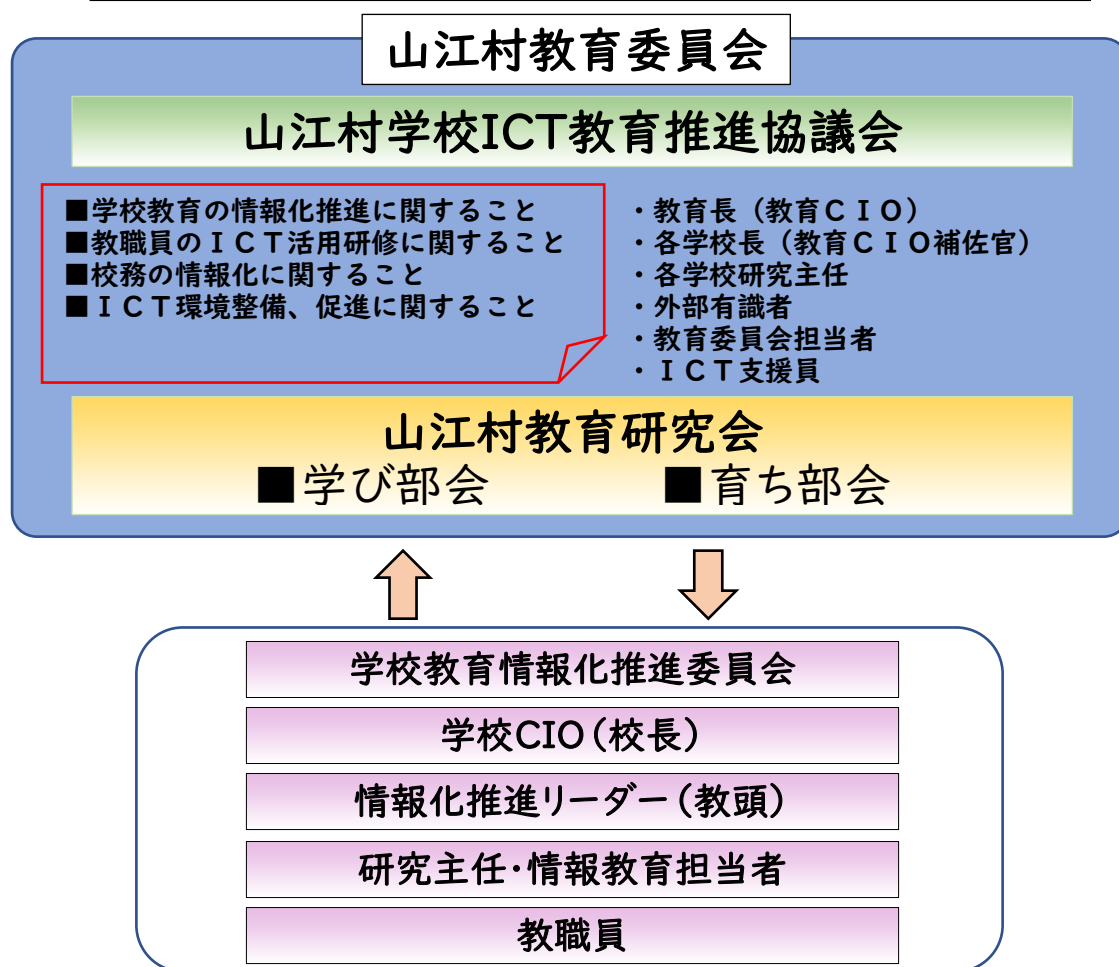
#### 【指標】

○出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議、書類作成等の状況

[全国学力・学習状況調査]

(現状値) 80.0% ⇒ (目標値) 100%

## 山江村学校教育の情報化推進体制



## 6 基本的な方針を実現するための施策

### (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

#### ① ICTの効果的な利活用の推進

- ・ ICTの効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、端末活用に関するガイドラインの周知や、GIGA StuDx 推進チームによる情報の発信・共有を進める。
- ・ ICT活用に関する学校間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校に対してその課題に応じた重点的な指導助言を行う。
- ・ 児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の展開について検討する。

#### ② 情報活用能力の育成

- ・ 小中9年間を通じた情報活用能力の育成を推進する。その中で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実を図る。
- ・ 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、専門人材の参画の促進、教員向け指導資料や児童生徒向け学習コンテンツの提供等により、情報モラルに関する指導を推進する。

#### ③ 健康面への配慮

- ・ ICT活用における目など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有する。また、子供たちの近視の状況等については、調査により把握を行う。

#### ④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

- ・ いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、1人1台端末等の活用による児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させる。

#### ⑤ 障害のある児童生徒の教育環境の整備

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が、障害の状態等に応じて、在籍校において、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すような指導が受けられるよう、ICTを活用した支援の充実を図る。

#### ⑥ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

- ・ 不登校児童生徒について、1人1台端末を通じて教師とコミュニケーションを図り、ICTを活用した学習状況や成果を学校において適切に把握してい

る事例や、教育支援センターにおいてICTを活用した支援を行っている事例の収集などにより、学校現場での取組の促進を図る。

## (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

### ①学校の教職員の資質の向上

- ・ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、教師のICT活用指導力を向上させる。その際、「教員のICT活用指導力チェックリスト」を踏まえ、多様な研修等の充実を図るとともに、学校管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校司書など、ICTを活用した教育活動に携わる多様な教職員の受講についても十分配慮する。

### ②人材の確保等

- ・地域の民間企業や、大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者など、様々な専門人材の参画により、地域の力を学校の中に取り込み、組織的に学校をサポートする体制を築く。
- ・ICTを活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。
- ・ICT支援員については、業務を次の4種「授業支援」「校務支援」「環境整備」「校内研修」に分けて行うようにする。

	授業支援	校務支援	環境整備	校内研修
1	授業計画の作成支援	学籍管理の操作支援	日常的メンテナンス	研修の企画支援
2	教材作成	出欠席管理の支援	障害トラブル対応	研修の準備
3	ICT機器の準備	成績管理の操作支援	年次更新作業	研修の実施
4	機器のメンテナンス	通知表等作成支援	ソフトウェア更新等	
5	操作支援	時数管理、施設管理	運用ルール作成支援	
6	学校行事等の支援	サービス管理の操作支援	セキュリティポリシーの作成支援	
7	障害トラブル対応	情報発信の操作支援	整備計画の作成支援	
8	ICT機器の片付け			
9	ICT活用事例の作成			
10	ICT利活用状況			

### (3) ICTを活用するための環境の整備

#### ①学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について教育委員会で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。その際、全国一斉の整備の更新期を見越した今後の持続可能性や、効率的な整備の方法も検討する。
- ・教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。
- ・児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT(メクビット)の活用を促進する。

#### ②デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

- ・令和6年度(2024年度)を見据え、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講ずる。
- ・デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材(ドリルや動画、音声等)との連携など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。また、デジタル教科書を利用可能とするネットワークの在り方やデータの扱いについて、実証の結果も踏まえて整理を進め、具体的な実装を進める。
- ・1人1台端末の効果的な活用について図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら児童生徒が活用できる教育コンテンツを充実させる。

#### ③個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ・1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、家庭用端末の活用を含め、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指す。その際、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる仕組みやルールを構築する。あわせて、個人情報等については学校や教育委員会の参考となる留意事項を策定する。

- ・セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。

#### ④著作権への理解

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、学校現場で活用できる著作権教育用コンテンツの充実に取り組む。

### (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

#### ①学習の継続的な支援等のための体制の整備（法第16条関係）

- ・ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、教育委員会は、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。
- ・情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する。

#### ②情報化による校務効率化

- ・書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進める。ICTを活用した校務効率化に関する優良な実践事例について、事例集や動画などにより広く周知する。
- ・教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。
- ・働き方改革の観点から、教師は教師にしかできない仕事に集中し、それ以外の業務をデジタルも活用して可能な限りアウトソーシングすることを促進する。その際、ICT端末やグループウェア等も積極的に活用し、効率化と業務の質の向上を目指す。